

2021年8月27日

各位

九州植物検疫協会

ジャガイモやせいもウイロイドの発生が新たに確認された国への対応について

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

ジャガイモやせいもウイロイド (*Potato spindle tuber viroid* (以下 PSTVd)) は、ジャガイモ、トマト、トウガラシなどのナス科植物が感染するウイロイドであり、発生国から宿主植物を輸入する際、植物防疫法施行規則別表二の二の第二十四項に基づき、輸出国で精密検定を行い、PSTVd に侵されていないことを検査証明書に追記することが要求されています。

このことに関して、今般、農林水産省消費・安全局植物防疫課から(一社)全国植物検疫協会に対して、ウガンダ、カザフスタン、ケニア及びパキスタンにて PSTVd の発生が新たに確認されたため、当該国に対する暫定措置として、①WTO/SPS 緊急通報により、植物防疫法施行規則別表二の二の第二十四項に規定する精密検定及び検査証明書への追記を要請する予定であること、②本措置は WTO/SPS 緊急通報の通報日から 30 日後に発効し、発効日以降に発行された①の追記がない検査証明書を添付し輸入された宿主植物については廃棄・返送の措置となること、③発効までの期間における PSTVd の侵入を防止するため、発効前については検査証明書に追記がない場合は、輸入検査において以下の精密検定を行う旨の通知がありましたので、お知らせします。

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてウガンダ、カザフスタン、ケニア及びパキスタンから輸入される、規則別表二の二の第二十四項に掲げる植物

(参照：[https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei\\_12\\_html\\_12.html#t2-2](https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2-2))

2 精密検定

次の数量について、PSTVd を対象として遺伝子的手法による検定を実施

輸入された植物	検定数量
種子	4,600 粒(同一の検査単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%)
苗、切穂	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量の 1% (1%が 1 個に満たない場合は、最低 1 葉)